

質問回答書

回答日: 令和8年2月4日

案件名称: 令和8年度大阪市における生成AI活用に関するロードマップ作成等支援業務委託

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
1	募集要項	2	5 応募資格	提案にあたり複数の企業および有識者によるジョイントベンチャー(JV: Joint Venture)による共同提案は可能でしょうか。また、その際に求められる応募資格はありますでしょうか。	複数の企業および有識者によるジョイントベンチャー(JV:Joint Venture)による共同提案は想定していないため、不可です。
2	募集要項	3	6(2)関係資料の貸与 力	該当箇所に記載されている資料以外に、貴市内部でこれまで検討・取組みをされてきた整理資料を貸与いただくことは可能でしょうか。(募集要項2(1)事業目的と概要の4段落目において、「これまでの取組や実証から得られた成果や知見・課題も踏まえ」との記載があることから、当該情報の確認を行いたいという意図になります。)	「6(2)関係資料の貸与」においては、「力貸与資料」に記載以外の資料は貸与しません。
3	募集要項	3	6(2)関係資料の貸与 力	「大阪市共通クラウド」「大阪市統合プラットフォーム」「汎用オンラインストレージ」「府内データプリッジ」および「文書管理システム」に関する現行システムおよび計画中の将来システムの「概要」「機能概要」「ネットワークおよび構成図」について貸与いただくことは可能でしょうか。	「6(2)関係資料の貸与」においては、「力貸与資料」に記載以外の資料は貸与しません。
4	募集要項	3	6(2)関係資料の貸与 力	「業務委託仕様書4(2)①に記載の、大阪市が選定したAIエージェントユースケースに係る関係書類」として、各室局より提出された「情報セキュリティ実施手順案」の複数事例について貸与いただくことは可能でしょうか。	「6(2)関係資料の貸与」においては、「力貸与資料」に記載以外の資料は貸与しません。
5	募集要項	3	6(2)関係資料の貸与 力	貴市にて、行政文書の作成における規格・書式・表記・見出し等を定めた「行政文書作成要領」に該当する規則はありますでしょうか。また、その資料を貸与いただくことは可能でしょうか。	大阪市ホームページに掲載している文書管理に関する主な規定としては大阪市公文書管理条例、大阪市公文書管理条例施行規則、大阪市公文書管理規程、説明責任を果たすための公文書作成指針等があります。 「6(2)関係資料の貸与」においては、「力貸与資料」に記載以外の資料は貸与しません。
6	募集要項	4	6(4)企画提案書・見 積書の提出 ア	企画提案書本編は、A4サイズの指定がありますが、縦横はどちらでも差し支えないでしょうか。	特に指定がない限り、縦横は問いません。
7	募集要項	4	6(4)企画提案書・見 積書の提出 エ	経費見積書については、紙媒体での提出のみであり、電子記録媒体での提出は不要という認識で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	募集要項	4	7(2)プレゼンテーシ ョン	プレゼンテーションに参加する人数に制限はございますか。	会場の都合上、参加者は4名までとさせていただきます。(オンラインでの参加は不可です) プレゼンテーションを実施する場合は、詳細について、募集要項「7 選定に関する事項 (2) プrezentation」のとおり、書面等で通知します。
9	募集要項	4	7-(2) プレゼンテーション	プレゼンテーションの参加人数について、上限があればご教示ください。	項番8の回答のとおりです。
10	別紙1 業務委託仕様 書	3	4 本委託における業務 内容(1) ①②	現在、テックタッチ株式会社と、職員業務の効率化とデータに基づく政策立案(EBPM)の推進に対する効果の検証を目的とする連携協定を締結されている認識ですが、本業務を進めるにあたり、当該協定に基づく検証結果や成果を考慮・参照する必要があるかについてご教示ください。 また上記以外にも、本業務で考慮すべき同様の協定・取組等があれば合わせてご共有ください。	テックタッチ株式会社との連携協定に基づく検証結果や成果については、必ず参照・考慮いただくよう指定するものではありません。また、同様の協定や取組についても、必ず参照・考慮いただくよう指定するものではありません。
11	別紙1 業務委託仕様 書	3	4(1)データ活用の視点 も踏まえた生成AI活用 のロードマップ(3年)等 の作成⑥	成果物である「生成AI活用に関するロードマップ(3年)」について、期待される粒度はどの程度でしょうか。(例:全庁的な方針レベルか、システムごとの更改スケジュールや予算規模まで含んだ詳細な実行計画か)。また、各局が独自に導入しているSaaSや個別の業務システムも網羅的に調査・検討対象とする必要があるでしょうか。	粒度及び各局導入済みシステムの調査・検討対象の範囲については、指定はありませんが、業務委託仕様書に記載の「2背景」、「3本市が抱える課題及び業務の目的」、「4本委託における業務内容」等をふまえて実現性及び実効性のある内容で提案してください。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
12	別紙1 業務委託仕様書	3	4(1)データ活用の視点も踏まえた生成AI活用のロードマップ(3年)等の作成⑥	成果物である「生成AI活用に関するロードマップ(3年)」について、起点とする時点は次年度(令和9年度)を想定することで良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	別紙1 業務委託仕様書	3	4(2)AIエージェントの実証等支援業務①	AIエージェント開発は本市対応とのことです、受注者が作成する「開発するにあたって必要な要件」の想定要求粒度(画面/IF等)をご教示ください。	当該業務をエージェント化するにあたり、エージェントが実施する処理内容、エージェントが利用するツール類、本市側で必要となるデータ整備要件、プロンプトの構成など、エージェントの基本設計に相当する要件整理を想定しています。 また、本市が有するシステム環境や利用可能なツールとの適合性を考慮しつつ、要件の粒度については受注者と調整しながら進めたいと考えています。
14	別紙1 業務委託仕様書	3	4(2)AIエージェントの実証等支援業務②	AIエージェントは「本市が大阪市共通クラウド及び大阪市統合プラットフォームにおいてAIエージェントを開発する」とあります。ここでの「本市が開発する」とは、市の職員(デジタル統括室)がコーディングや設定を行うという意味でしょうか、あるいは市が別途契約している保守ベンダー等が実施するのでしょうか。	「大阪市共通クラウド」についてはデジタル統括室職員がコーディングや設定を行います。「大阪市統合プラットフォーム」は「大阪市統合プラットフォームアジャイル開発業務委託」の受注者及びデジタル統括室職員が共同して開発を行う予定です。
15	別紙1 業務委託仕様書	3	4(2)AIエージェントの実証等支援業務⑤	AIエージェントが取り扱うデータ全般について「助言を行うこと」と記載されています。実証実験に使用するマニュアルやドキュメント等のデータ準備(クレンジング、チャunk分割、タグ付け等の前処理)の実作業は、本市側で実施されるのでしょうか、それとも受注者が実施する必要があるのでしょうか。	実証に使用するマニュアルやドキュメント等のデータ準備の実作業は、本市側で実施します。
16	別紙1 業務委託仕様書	3	4(2)AIエージェントの実証等支援業務	実証にあたり必要となるデータの加工作業(紙資料のテキスト化、OCR処理、RAG用のチャunk分割・整形等の実作業)については、貴市にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。 (特にユースケース2における手書きデータ等の非構造化データのテキスト化作業が含まれないか確認させてください。)	実証にあたり必要となるデータの加工作業は本市が行います。
17	別紙1 業務委託仕様書	3	4(2)AIエージェントの実証等支援業務	貴市側が開発したAIエージェントの実証支援において、支援事業者は「実証計画書作成」と「実証支援」を行うありますが、開発されたAIエージェントの動作確認や、実証中の不具合発生時の貴市側開発チームへのフィードバックなど、開発と実証の間の連携について、どのような役割分担を想定されていますか。	動作確認、実証の作業は本市職員が行い、受注者は実証を行う中で発生した不具合への対応、チューニング、データの再整備、設計の見直し等が必要となった場合の支援を想定しています。
18	別紙1 業務委託仕様書	3	4(2)AIエージェントの実証等支援業務	貴市のAIエージェント環境で実装したAIエージェントに関し、弊社の環境からアクセスをし、実機を打鍵することは可能でしょうか(大阪市共通クラウド、大阪市統合プラットフォームともに)。 上記が実施できない場合、貴市の端末を一時的にお借りし、実機の打鍵をすることは可能でしょうか。	大阪市共通クラウドについては、本市環境で開発したAIエージェントについて受注者の環境からアクセスすることはできません。本市が指定する作業場所、端末、ネットワークにおいて実機の打鍵をしてください。実機の打鍵の際は本市担当者が同伴します。 大阪市統合プラットフォームについては、受注者の環境からアクセスすることの可否について、契約後に調整します。受注者の環境からアクセスするが不可の場合、本市が指定する作業場所、端末、ネットワークにおいて実機の打鍵をしてください。実機の打鍵の際は本市担当者が同伴します。
19	別紙1 業務委託仕様書	3	4(2)AIエージェントの実証等支援業務	大阪市共通クラウドで稼働するAIエージェントはAzure OpenAIを活用していると推察しますが、大阪市共通クラウドのAIエージェントを開発するにあたって利用しているツール(Dify等)があればご教示ください。	Azureの機能として、Azure OpenAIのほか、Microsoft Foundry、AI Search、AppService等を予定しており、アプリケーションはPython、Streamlitを予定しています。場合によってはMicrosoft365を利用する可能性もあります。
20	別紙1 業務委託仕様書	2	4 本委託における業務内容	別紙2「事業スケジュール(案)」にはマイルストーンとして「次年度概算予算要求」がありますが、業務内容には予算要求に関係する業務が含まれていません。予算要求に関しては、委託の範囲外との認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、次年度概算要求の時期をスケジュール上に記載した意図は、令和8年6月30日を成果物納入予定期としている各種素案の内容を踏まえ、本市が次年度概算要求事項を検討する流れを参考として示したものです。
21	別紙1 業務委託仕様書	6	8(2)成果物一覧 項番7	「AIエージェント開発設計要件整理表」について、貴市指定の様式または項目はございますか。(貴市職員様が開発されるにあたり、これまでに作成されたフォーマット等をベースにする必要があるのかどうかを確認したいという意図になります。)	指定の様式はありません。
22	仕様書別紙1 AIエージェント実証に係るユースケース1	1	目的	本ユースケースは「新たに情報通信ネットワーク及び情報システムを企画する場合」に実施されると目的に明記されているが、新規企画の場合のみ(既存システムの改修は含まない)をAIエージェント実証の対象とする理解でよいかご教示ください。	お見込みのとおりです。
23	仕様書別紙1 AIエージェント実証に係るユースケース2	2	業務フロー	AIエージェントによる最終成果物の自動格納先を設計する際の参考にさせていただくため、「記録保存」工程における「フォルダへの履歴記録」とは、どこのフォルダにどのような情報を記録することを指すかをご教示ください。	現状の業務フローにおける「フォルダへの履歴記録」とは、審査完了後の報告書等のPDFデータ(報告書へのメモ書き等も含む)を、各消防署に割り振られている防火対象物番号ごとに管理されるオンラインストレージ上のフォルダへ格納することを指します。

項目番号	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
24	仕様書別紙2 事業スケジュール(案)	1	マイルストーン	6月下旬に次年度概算予算要求が記載されていますが、本業務において、予算要求のための見積取得、資料作成等の内容は含まれていますでしょうか。	含まれていません。
25	別紙6 企画提案書作成要領	1,2	全般	企画提案書の作成にあたって生成AIを活用してもよろしいでしょうか。	活用は可能です。ただし、「6(2)関係資料の貸与」で貸与を受けた資料を生成AIに読み込ませることは禁止します。また、画像生成AIを使用する場合は、第三者の著作権、商標権、肖像権等の権利を侵害しないよう十分ご注意ください。
26	別紙6 企画提案書作成要領	1,2	全般	企画提案書(貴市指定様式の書類も含む)は、片面印刷・両面印刷の指定はありますでしょうか。	企画提案書及び経費見積書について、片面・両面印刷の指定はありませんが、可能な限り両面印刷してください。 なお、「企画提案書本編の総ページ数(表紙や目次を含む)は30ページ以内」のページ数の算定にあたっては、記載内容を有するページのみを対象とし、白紙ページは含みません。
27	別紙6 企画提案書作成要領	1,2	全般	企画提案書(貴市指定様式の書類も含む)に係る製本(編綴)の指定はございますか。 また、企画提案書と経費見積書とは、まとめて製本せずに、別にしてのご提出がよろしいでしょうか。	正本は企画提案書及び経費見積書をまとめて袋綴じしてください。副本は企画提案書及び経費見積書をまとめて簡易製本で提出してください。
28	別紙7 審査基準及び審査方法	1,2	2 審査基準及び審査方法	(提案内容評価表)の業務委託仕様書「4 本委託における業務内容」「(1)データ活用の視点も踏まえた生成AI活用のロードマップ(3年)等の作成」における業務の実施体制、業務委託仕様書「4 本委託における業務内容」「(2)AI エージェントの実証等支援業務」における業務の実施体制の審査内容に記載されている「過去に同種又は類似する事例に取り組んだ実績があるか。とりわけ、業務責任者は実績として上げた業務において中心的に参画していたか。」における実績について、会社としての実績は必須の要件になります。 会社としての実績がない場合は、別紙6様式2の記載ができず、「(5)その他 企画提案書に評価項目のいずれかについて(ただし、「その他、仕様書に記載していない取組の提案」は除く)の記述がない場合や、企画提案書の内容が、募集要項、別紙1「業務委託仕様書」及び別紙6「企画提案書作成要領」に示す基準・内容を大きく逸脱している場合は、失格として採点しない。」に該当します。 業務委託仕様書「4 本委託における業務内容」「(2)AI エージェントの実証等支援業務」における業務の実施体制における実績として、社内の試行や評価、AIエージェント以外の実証等支援業務や、業務分析、その他AIに関する実績も評価に含まれるでしょうか。	「過去に同種又は類似する事例に取り組んだ実績があるか。とりわけ、業務責任者は実績として上げた業務において中心的に参画していたか。」における実績について、会社としての実績は必須の要件になります。 会社としての実績がない場合は、別紙6様式2の記載ができず、「(5)その他 企画提案書に評価項目のいずれかについて(ただし、「その他、仕様書に記載していない取組の提案」は除く)の記述がない場合や、企画提案書の内容が、募集要項、別紙1「業務委託仕様書」及び別紙6「企画提案書作成要領」に示す基準・内容を大きく逸脱している場合は、失格として採点しない。」に該当します。 業務委託仕様書「4 本委託における業務内容」「(2)AI エージェントの実証等支援業務」における業務の実施体制における実績へのご質問について、社内の試行や評価は実績に含みませんが、受注した実績がある、AIエージェント以外の生成AIシステムの実証支援業務の実績は含みます。